

毎月1日は紙面で、15日はデジタルで、月2回発行

毎月15日はデジタル広報をお届け

広報の発行方法が4月から変わります。毎月1日に掲載した紙面の内容を、15日にデジタルでも配信。スマートフォンなどでいつでも手軽に見られます。デジタル広報では、紙面に載せたインタビューを動画でも掲載するなど、デジタルならではの内容をお届けする予定です。問い合わせは、広報課（☎027-321-1205）へ。



写真も！
動画も！
デジタル版は盛りだくさん！

とっても便利なデジタル広報

パソコンやスマートフォンから見られるデジタル広報は、育児の合間や外出先でも手軽にチェックできるから、とっても便利。毎月1日号に発行した紙面の内容を再構成し、写真や動画をプラスしています。デジタルならではのコンテンツを、ぜひご覧ください。



育児の合間に！
サッと取り出し
手軽にチェック

広報が
もっと身近に！

休憩時間に

忙しい
アナタのミカド

デジタル広報はスマートフォンなどで見られます

毎月15日に市LINE公式アカウントやSNSで、デジタル広報の発行をお知らせします。好きな時に、スマートフォンで手軽にご覧いただけます。

LINEで発行をお知らせ

- 高崎市 LINE 公式アカウントを友だち追加。
- 毎月15日にLINEで発行をお知らせ。見たい記事をタッチして、デジタル広報記事へ。「メインメニュー」の「広報高崎」からも見られます。



友だち追加はこちら



市のホームページからも見られます

下記の2次元コードから見られます。市ホームページの下部「情報でさがす」から、ページID検索に「34832」を入力して検索しても見られます。



デジタル広報はこちら！

地震から命を守るために

耐震化のための助成の活用とブロック塀などの点検を



倒壊した塀が避難や救助の妨げに

地震により屋根瓦の落下やブロック塀の倒壊などが起こると、死傷者が出たり、避難・救助の妨げになったりして大変危険です。今回号では、住宅などの耐震化を進めるための助成制度などについてお知らせします。

問い合わせは、建築指導課（☎027-321-1271）へ。

市ホームページで
詳細が見られます



耐震化を進める助成制度を活用してください

市は、もしもの時に備え、住宅などの耐震化を進めるために、7種類の助成を行っています。制度によって、対象要件や提出書類、申請方法などが異なります。また、診断技術者が耐震を診断する木造住宅耐震診断

技術者派遣事業※1も行っています。必ず事前に相談してください。

申請の受付期間は、5月13日(月)～12月13日(金)です。予算額に達した時は、助成を終了します。

制度の種類	助成の内容	上限額
制度1 木造住宅耐震診断※1	住宅※2の耐震診断にかかる費用の2分の1	5万円
制度2 木造住宅補強設計※1	住宅※2の耐震化のための補強設計※3にかかる費用の2分の1	10万円
制度3 木造住宅耐震改修※1	住宅※2の補強設計に基づく耐震改修工事にかかる費用（工事監理費を含む）の5分の4	140万円
制度4 住宅の屋根の耐震改修	住宅※2の瓦屋根の全てを、耐震化のために葺き替える工事にかかる費用の2分の1	100万円
制度5 塀の除去・改修	道路沿いに設けられた塀（高さ0.8m以上・延長5m以上）の除去工事と新たに塀を造る工事にかかる費用の2分の1。除去工事は一律2万円※4	20～50万円※5
制度6 広告塔の除去・改修	高さが4mを超える自家広告物のための広告塔の除去工事と、新たに広告塔を造る工事にかかる費用の2分の1。除去工事は一律5万円	50万円
制度7 住宅の擁壁の改修	住宅※2にかかる道路沿いの高さが2mを超える擁壁を除去し新たに造る工事にかかる費用の2分の1	100万円

※1 昭和56年5月31日以前の住宅が対象 ※2 居住部分の床面積が2分の1以上の住宅（併用を含む） ※3 建築物の構造の強さを示す指標「上部構造評点」が1.0未満の建物を1.0以上にするための補強設計。数字が大きいほど地震に強く、1.0以上は「一応倒壊しない」とされる建物 ※4 道路沿いから0.6m以下の高さに一部除却する工事も対象 ※5 築造長さは除去前の塀の長さが上限。上限額は築造長さによって異なる

ブロック塀や石塀の点検を行ってください

倒壊による被害を防ぐため、家の周囲などのブロック塀や石の塀について、次のポイントを参考に自己点検を行いましょう。また、塀の中の鉄筋の有無や改修などについては、塀を造った施工業者に相談してくだ

さい。道路沿いに設けられた塀の除去や改修が必要な時は、上表の助成制度5を利用できる場合があります。対象要件を確認の上、ぜひ活用してください。

- 高さが地面から2.2m以下か（石の塀の場合は、1.2m以下か）
- 傾き、ひび割れ、ぐらつきがないか
- 高さが1.2mを超える場合、長さ3.4m以下ごとに支えとなる壁があり、その長さが塀の高さの5分の1以上か（石の塀の場合は、長さ4.0m以下ごとに支えとなる壁があり、その長さが塀の厚さの1.5倍以上か）
- 塀の厚さが10cm以上（塀の高さが2mを超える場合は15cm以上）あるか（石の塀の場合は、塀の厚さが塀の高さの10分の1以上か）
- 土の中にコンクリートの基礎があるか

